

鳥取市人権教育協議会補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市人権教育協議会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、鳥取市人権教育協議会（以下「市人教」という。）の人権教育・啓発の推進を図るための調査研究、研修会の開催等の活動により、鳥取市民の人権に対する意識の高揚と同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決を図り、人権尊重の都市鳥取市を実現することを目的として交付する。

（補助金交付額等）

第3条 本補助金の額は、市人教の活動に要する経費（負担金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期）

第4条 本補助金の交付申請は、毎年5月31日までにしなければならない。

（実績報告の時期）

第5条 本補助金の実績報告は、補助事業の完了の日から30日以内に行わなければならない。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、総務部人権政策局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

平成15年5月2日一部改正

平成21年6月1日一部改正

平成30年5月1日一部改正